

承認第1号

市営住宅の明渡しを請求する訴えの提起についての専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年2月25日 提出

豊後大野市長 川野文敏

豊大専第1号

専 決 処 分 書

市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を請求する訴えの提起を大分地方裁判所竹田支部に申し立てることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項及び同法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年2月8日

豊後大野市長 川野文敏



市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

次のとおり市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を請求する訴えの提起を大分地方裁判所竹田支部に申し立てる。

1 訴えを提起する相手方 （住所）

（氏名）

2 請求の要旨

上記の者に対し市営住宅の明渡しと平成31年1月分までの滞納家賃等の全額1,265,800円及び平成31年2月1日から訴状送達まで1か月13,800円の割合による家賃並びに訴状到達日の翌日から当該住宅の明渡しの日までの損害金の支払を請求する。

3 請求の原因

訴えを提起する相手方については、豊後大野市営住宅条例（平成19年豊後大野市条例第17号）第42条第1項第2号に該当し、市からの家賃支払いの催告にかかわらず、支払い義務を履行せず、多額の家賃を滞納している。